

1 障がい者差別の解消に資する市の取組について

(1) 令和2年度の主な取組

① 啓発事業

- ・鳥取県から始まった障がい者へのちょっとした手助けや配慮を市民に幅広く求める「あいサポート運動」を松伏町と協同で鳥取県と協定締結した。
- ・広報にて、「あいサポート運動」の特集ページを掲載した。
- ・令和2年4月1日施行された「吉川市手話言語条例」をより、知っていただくために、実際に手話を行っている動画を流した（YouTube や庁舎内映像）。

② 研修事業

様々な障がいの特性や障がいがある方が困っていること、必要な配慮などを研修会、講演会を定期的で開催し、「あいサポーター」（支援者）を育成した。併せて、講師育成を目的とした研修を行い、「メッセンジャー」（講師）を育成した。

	R2 年度
あいサポーター研修回数（回）	8
あいサポーター受講者数（人）	159
メッセンジャー研修回数（回）	1
メッセンジャー登録者数（人）	8

(2) 令和3年度の主な取組

① 啓発事業

- ・コロナ禍において、マスク着用が困難な方がいることについて HP に掲載し、広く啓発を行った。
- ・「ほじょ犬マーク」とチラシを市内施設や店舗等に配布、HP に掲載した。
- ・令和3年7月1日から開始された「電話リレーサービス（聴覚や発話に困難のある方ときこえる方を、通訳オペレータが手話・文字と音声とを通訳することにより電話で双方向につなぐサービス）」の紹介を HP に掲載し、啓発した。
- ・広報よしかわ12月号に、障がい者の「就労」に関する記事と共に、障がい者に関するマークの紹介を掲載した。
- ・障がいのある方の潜在的な力を発揮できる機会の提供として、「よしかわ障がい者スポーツアート展」を開催。「スポーツ」をテーマとした「絵(イラスト)」、「工作」、「写真」の3部門で作品を募集し、市役所内(障がい福祉課窓口前)と HP で作品の展示・投票を行い、優秀作品には賞を授与した。

② 研修事業

- ・「あいサポート運動」をより広く知ってもらうため、夏休み期間中に小学生を対象とした「キッズ用あいサポート運動」を行っていく予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が発令されたため、やむを得ず中止とした。
- ・様々な障がいの特性や必要な配慮に関する研修会を定期的に行い、「あいサポーター」（支援者）を育成した。併せて、講師育成を目的とした研修を行い、「メッセージャー」（講師）を育成した。

	R3（1月末現在）
あいサポーター研修回数（回）	5
あいサポーター受講者数（人）	83
メッセージャー研修回数（回）	1
メッセージャー登録者数（人）	4

2 令和4年度の主な取組予定について

1 啓発事業

- ・「あいサポート運動」をより広く知ってもらうため、小学生を対象とした「キッズ用あいサポート運動」を行っていく。

2 研修事業

- ・小学生を対象とした研修会を開催し、「あいサポートキッズ」（支援者）を育成していく。
- ・様々な障がいの特性や必要な配慮に関する研修会を定期的に行い、「あいサポーター」（支援者）を育成する。併せて、講師育成を目的とした研修を行い、「メッセージャー」（講師）を育成していく。

3 障害者差別解消法に関する事例等について

(1) 市内の相談 令和3年度（相談事例 2件）

事例1 市役所窓口にて聴覚障がいのため筆談をお願いしたが、弱視でもあるため細かいペンで小さな文字を書いて対応されて困ったとの相談を受けた。

対応 ⇒ 窓口に太いペンを設置し、職員は大きな文字を書いて筆談するよう周知を徹底した。

事例2 コロナワクチン集団接種会場の受付にて、聴覚障がいの方が遠隔手話通訳サービス利用の希望を申し出たが、「そのようなサービスは無い。」と断られた。

対応 ⇒ 遠隔手話通訳サービスについて、コロナワクチン集団接種会場で働く職員に周知できていなかったことを謝罪し、早急に職員への遠隔手話通訳サービスの周知徹底と注意喚起をした。同時に、分かりやすくするため、「遠隔手話通訳サービスをご利用の方は、受付で申し出てください。」という案内版を受付に掲示した。

(2)他市の相談

配慮が足りず差別を受けたと感じた事例を下記の通り紹介する。

事例1(事業所において、合理的配慮の提供はどこまで行うべきか?)

お客様がパソコン周辺機器を自由に使えるサービスを提供している事業所において、車いす（肢体不自由）のお客様に支援を求められた。

「付添いの方と一緒に来てほしい」と言ったところ、障害者差別解消法違反だと怒られてしまった。補助するためにはスタッフの人数、準備も必要なので、「予約をしてほしい」と言うと、嫌だと言われた。合理的配慮が分からず、どのように対応すべきか分からない。

事例2(敷地内道路の駐車を断られた)

車椅子を利用している障がい者の支援者が集合住宅の敷地内に駐車していたところ、管理会社より、近くの駐車場を借りるように言われ、車両移動の期限を設定された。障がいの事情を考慮し、敷地内の住居に近い場所に駐車させてほしい。

事例3(居酒屋の忘年会へ、手話通訳者同伴で参加しようとしたら断られた)

聴覚障がいがあり、コミュニケーションは手話。趣味で参加しているサークルの忘年会に手話通訳者同伴する旨を店へ伝えて予約しようとしたところ、店から「飲食をしないお客様の席は用意できない」と断られてしまった。